

令和7年度 第2回 見附市国民健康保険運営協議会 会議録(要旨)

1. 日 時 令和8年2月12日(木) 午後1時30分開始
2. 場 所 見附市保健福祉センター2F 会議室
3. 会議録署名委員の指名 1号委員 小川委員
4. 報告事項
 - ① 令和7年度 見附市国民健康保険事業経過報告
 - ② 子ども・子育て支援金制度について
 - ③ 令和8年度 国保制度の主な変更点について
5. 審議事項
 - ① 令和8年度 国民健康保険税率について
 - ② 令和8年度 見附市国民健康保険事業運営方針(案)について
 - ③ 令和8年度 見附市国民健康保険事業特別会計予算(案)について
6. 出席者

1号委員	小此鬼委員、小川委員、加藤委員、桑原委員
2号委員	山谷委員、高橋委員、山田委員、大原委員
3号委員	田隈委員、立川委員、星野委員
4号委員	植木委員、坂井委員
見附市	小此鬼課長、山田課長補佐、早川係長、野崎係長、佐野主任
7. 欠席者 小出委員(3号委員)、渡邊委員(4号委員)
8. 散会時間 午後2時30分
9. 会議概要 以下のとおり

立川会長	只今より、令和7年度第2回見附市国民健康保険運営協議会を開催いたします。 はじめに、健康福祉課長よりご挨拶をいただきます。
小此鬼課長	(あいさつ)
立川会長	ありがとうございました。 本協議会は「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、傍聴希望者がいる場合、傍聴を認めております。本日の会議の傍聴希望者はおりませんでしたので、ご報告します。
立川会長	次に会議成立のご報告をいたします。 本日の会議は、ご都合により3号委員の小出委員、4号委員の渡邊委員が、欠席されておりますが、国保運営協議会の委員15名中、13名の出席により半数以上の出席を得ておりますので、本協議会規則第3条により、

	会議が成立しておりますことを、ご報告いたします。
立川会長	次に、会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員には、1号委員の小川委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
立川会長	<p>それでは次第3の「報告」に入ります。</p> <p>「① 令和7年度 見附市国民健康保険事業経過報告」</p> <p>「② 子ども・子育て支援金制度について」</p> <p>「③ 令和8年度 国保制度の主な変更点について」</p> <p>の3点について一括で事務局より説明を求めます。</p>
佐野主任	<p>それでは、報告事項①「令和7年度 見附市国民健康保険事業経過報告」について説明します。資料1をご覧ください。</p> <p>令和7年度は3月31日までですので、確定値ではないものもありますが、今年度の主な事業の実施状況等について報告いたします。</p> <p>1番、見附市の平均被保険者数につきましては、令和6年度は6,562人、令和7年度は、10月末までの被保険者数、世帯数をもとに推計し、6,249人となっております、前年度比で313名の減少となっております。</p> <p>2番、決算見込につきましては、12月末時点での執行状況に基づいた見込みとなります。</p> <p>(1) 国保税（現年分）の収納見込みですが、12月末時点での調定額に対し、収納率96.7%で令和7年度の収納見込みを計算した結果が、こちらの表のとおりです。収納見込額が予算額を約9,700万円程度上回る見込みとなりました。当初の予測以上に被保険者の所得が増加し、所得割が増加しました。</p> <p>(2) 保険給付費ですが、療養給付費、療養費、高額療養費の令和7年度の支出見込額はこちらの表のとおりです。合計額、1人あたり給付費共に令和6年度よりも増加する見込みです。</p> <p>続きまして次のページ、3番、主な事業の実施状況についてをご覧ください。</p> <p>(1) マイナ保険証登録率・利用率について、見附市における診療月ごとのマイナ保険証登録率・利用率となっております。年次更新直前の7月診療分と、直近の11月診療分を掲載しております。11月診療分で登録率78.66%、利用率78.90%となっております。年次更新時にデータ連携トラブルはあったものの、着実にマイナ保険証の利用が進んでいると考えられます。</p> <p>(2)、特定健診、人間ドック、脳ドックの受診状況についてですが、</p> <p>①特定健診については、特定健診を受診しやすい日程の調整、継続的な受診周知、インターネットによる予約受付、未受診者への受診勧奨を実施しており、過去最高の受診率となった令和5年度の54.7%には届かなかったものの、20市中6位となる53.6%の受診率となり、高い受診率を維持することができました。</p>

	<p>なお、特定健診受診率は、県が集計を行っており、確定値は実施翌年度の12月に通知されるため、令和7年度の確定値は令和8年12月に明らかになる予定です。</p> <p>②人間ドック、脳ドック受診者ですが、1月末時点の令和7年度受診者数は、これから受診する者（費用助成の事前申請済の者）を含め、人間ドック259人、脳ドック31人となり、増加傾向にあります。</p> <p>人間ドックは昨年度から長岡中央病院、立川病院、日赤病院の3病院を加えた11検診機関と契約を締結して実施しており、この3機関における受診者数は86人となっております。来年度も同様に契約を締結する予定です。</p> <p>令和7年度 見附市国民健康保険事業経過報告は以上となります。</p>
早川係長	<p>報告事項②、「子ども・子育て支援金制度について」説明します。資料2をご覧ください。</p> <p>令和8年度から国民健康保険税に上乗せして子ども・子育て支援納付金の徴収が開始されます。「子ども・子育て支援金制度」とはどのような制度なのか、簡単に説明いたします。</p> <p>1. 支援金制度の概要です。</p> <p>子ども・子育て政策の給付拡充を図るため、全世代・全経済主体から医療保険の保険料とあわせて子ども・子育て支援納付金を徴収し、児童手当の抜本的拡充などの事業の財源とするものです。</p> <p>徴収された子ども・子育て支援納付金は、子ども・子育て支援法に規定された、以下の①から⑥までの対象事業の費用に充てられ、それ以外には使うことができません。</p> <p>これらの事業による0～18歳までの間の平均的な給付拡充額は約146万円。現行の平均的な児童手当額約206万円とあわせると、約352万円となります。</p> <p>2ページ目に移ります。2. 子ども・子育て支援納付金の賦課についてです。（1）基本的事項ですが、</p> <p>①保険税率は保険者が設定します。なお、こども家庭庁が作成した参考の表の赤枠のとおり、納付金は、令和10年度まで段階的に構築していくことになっており、それまでは金額が少しずつ上がっていきます。国の試算では、国民健康保険の被保険者の負担は、令和8年度が月額平均250円、令和9年度は300円、令和10年度は400円とされています。</p> <p>②低所得者に対する7割、5割、2割の軽減措置と、一定の賦課上限を設けます。</p> <p>③子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもに係る支援金の均等割額は、10割軽減の措置を講じます。軽減した分については、一部を公費で負担し、残りを軽減対象となる子ども以外の18歳以上被保険者で按分して負担します。</p>

下の参考図をご覧くださいと、イメージしやすいと思います。

続いて(2) 賦課方式についてですが、先ほど③で述べたとおり、子ども・子育て支援納付金については、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもの均等割が10割軽減されることから、世帯に対し賦課を行う平等割は採用しないこととし、所得割、均等割、18歳以上被保険者均等割の2方式とします。

なお、新潟県の標準方式は2方式であり、県内他市町村の多くが2方式の予定です。

具体的な税率につきましては、審議事項①の「令和8年度 国民健康保険税率について」で改めてご説明いたします。

3ページ目に移ります。3. 今後のスケジュールですが、本日の運営協議会でご審議いただいた後、賦課や税率などについて規定している見附市国民健康保険税条例を改正するため、3月の見附市議会に改正条例案を提出し、議決後、7月に新たな税率により本算定を行います。

また、並行して子ども・子育て支援金制度についての周知を行います。1月末に、医療費通知にリーフレットを同封して発送したところですが、この後も7月の本算定まで、ホームページや国保健康だより、広報見附などで周知を行っていきます。

子ども・子育て支援金制度についての説明は以上です。

早川係長

報告事項③、「令和8年度 国保制度の主な変更点」について説明します。資料3をご覧ください。

1つ目ですが「国保税の賦課限度額の引き上げ」です。

賦課限度額とは保険税負担の上限額のこと、ほぼ毎年、見直しが行われております。

令和8年度は基礎課税額(医療分)の賦課限度額が現行の66万円から67万円に引き上げられます。

この引き上げによる影響は26世帯、賦課額は26万円程度の増となる見込みです。

また、正確には変更ではありませんが、子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額は3万円となります。

2つ目ですが「国民健康保険税の軽減対象となる所得の基準変更」です。

国保の制度では、税額の計算において、所得が一定額以下の世帯の応益割(均等割と平等割)に対し、所得に応じ7割、2割、5割の軽減を行っておりますが、この判定の基準となる金額がほぼ毎年見直されております。

令和8年度は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずる金額が現行の30.5万円から31万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずる金額が現行の56万円から57万円に、それぞれ引き上げられます。

	<p>この見直しにより、軽減世帯数は、20世帯の増（5割軽減15世帯増、2割軽減5世帯増）、軽減される額は全体で62万円程度の増となる見込みです。</p> <p>裏面をご覧ください。3つ目ですが「高額医療費制度における自己負担限度額の見直し」です。</p> <p>高額療養費制度は、医療費の自己負担が過重なものにならないよう、月ごとの限度額を超える医療費の支払いがあった場合は、保険者がその金額を償還払いしたり、医療機関の窓口での自己負担を規定された限度額までにとどめるための現物給付を行う制度です。</p> <p>令和7年8月から引き上げが行われる予定でしたが、見直し案は凍結、再検討することとなり、患者団体も参画する専門委員会でご改めて議論がされた結果、長期療養者や低所得者の経済的負担に配慮した見直しが行われ、令和8年度と9年度の2か年で段階的に実施されることとなりました。</p> <p>資料に記載したものは、令和8年度に実施される内容です。表をご覧くださいと、年齢が70歳未満か70歳以上かどうかや、所得の区分により、自己負担限度額の基準となる金額が決められております。</p> <p>区分ごとの所得金額につきましては、今日配布させていただいた「国保ガイド」の12、13ページに記載してありますので、こちらの資料とあわせてご覧ください。</p> <p>表の左側が現行、右側太枠が見直し後の内容です。下線部分が変更箇所となります。前回の見直し案よりも全体的に引上げ幅が抑えられ、長期療養患者への配慮として、各区分に「年間上限」が新たに導入されました。これにより、月単位の限度額に達しなくても、年間上限に達した場合には、その年においてそれ以上の負担が不要となります。</p> <p>令和9年度は、所得区分が細分化され、所得がより高い層の月単位の限度額を引き上げる見直しが行われます。</p> <p>令和7年11月の診療状況をもとに、1年間の影響額を試算したところ、被保険者全体の負担は825万円程度（償還払分が約346万円、現物給付分が約479万円）の増となる見込みです。</p> <p>また、年間上限に達する可能性が高いと推測される被保者数は全体で68人です。</p> <p>報告事項については以上です。</p>
立川会長	ただいまの事務局の説明に対しご質問、ご意見のある方はお願いします。
	(質問、意見なし)
立川会長	次に、次第4の審議に移ります。 なお、審議事項の①から③は、いずれも見附市長からの諮問事項となっておりますので、審議を経て、市長へ答申することとなります。

	<p>それでは、「①令和8年度 国民健康保険税率について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>早川係長</p>	<p>それでは、審議事項①、「令和8年度 国民健康保険税率」について説明します。資料4をご覧ください。</p> <p>1. 概要です。</p> <p>市町村は、新潟県から提示された県への納付金の金額をもとに税率を設定し、徴収した国保税などを用いて新潟県に事業納付金を納めています。</p> <p>令和8年度からは、資料2で説明した子ども・子育て支援納付金分（以下「子ども分」）が国保税に加わるため、子ども分の税率を新たに定めます。</p> <p>また、税収の状況をふまえ、現在の税率の見直しも行います。</p> <p>2. 県が提示した必要な税収の額 をご覧ください。</p> <p>こちらが、県が提示した、国民健康保険事業費納付金を支払うために必要な税収額となっております。子ども分を含め、令和7年度から800万円増の、合計約5億9,900万円となっております。</p> <p>この金額は、県全体の医療給付費等をもとに算出した金額を、県内市町村ごとの医療費水準や所得水準、被保険者数、世帯数、各市町村に交付される交付金等を加味して算定されたものです。</p> <p>3. 令和8年度税率について をご覧ください。</p> <p>保険税は、こちらの表のとおり、医療分から子ども分までの区分ごとに、所得に応じてかかる所得割、個人ごとにかかる均等割、子ども分だけにある18歳以上被保険者均等割、世帯ごとにかかる平等割、の税率をそれぞれかけた金額の合計が、その世帯の1年分の税額となります。</p> <p>令和8年度の税率は、医療分について、所得割、平等割を引き下げ、後期支援分と介護分は据え置きとし、新たに子ども分を設定したいと思えます。</p> <p>なお、子ども・子育て支援納付金は、令和10年度まで段階的に増額となるため、今後も毎年税率の見直しを行います。</p> <p>2ページ目、4. 税率の試算について をご覧ください。</p> <p>この税率の算定にあたり行った試算についての説明になります。以下に記載の条件により試算を行いました。</p> <p>①被保険者数は、5,900人。うち介護分対象者1,700人、18歳以上5,567人です。こちらは過去3年の被保険者数の推移をもとに、R8年度の平均被保険者数を推計した人数です。</p> <p>②市民税務課から、令和8年は、令和7年よりも収入が増加する見込であるとの情報を得ておりますが、令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保証額10万円引上げを考慮し、所得伸び率は考慮せず令和7年と同等としました。</p>

	<p>③被保険者の公平性を考慮し、所得割：均等割：平等割の算定結果による税収を＝50：35：15に近づけるように税率を設定しました。</p> <p>この条件により、改正後の税率で試算を行なった結果がこちらの表です。</p> <p>合計で約130万円の過分が生じる結果となり、県の提示額と比較し大きな過不足は生じない見込みです。</p> <p>所得、被保険者数が見込みを下回り賦課不足が生じた場合は、現在約3億5千万円保有する基金から補填を行います。</p> <p>資料4-2をご覧ください。こちらは保険税のモデルケースとなっております。</p> <p>1 ページ目の①は、40歳代夫婦と未成年の子が1人の世帯のケースです。世帯員の構成とそれぞれの所得は記載のとおりです。</p> <p>この世帯における、改正前後の税額を計算・比較したものがすぐ下の「税額の計算」の表になります。</p> <p>「現行」では、医療分の合計①が371,800円、支援分の合計②が156,000円、介護分の合計③が139,200円、合計すると667,000円で、これが現行制度におけるこの世帯の1年間の保険税の額となります。</p> <p>右隣の太枠、「改正後」は、制度改正後、子ども分が加わり、かつ新税率で計算した税額となります。医療分の所得割、平等割の税率が下がることにより、医療分①、支援分②、介護分③の合計は624,800円となり、現行と比べ42,200円の減となります。</p> <p>子ども分の合計の④は13,900円となり、これを加えると、全体の合計は638,700円となります。子ども分で増える額よりも医療分で減る額が上回っているため、子ども分を含めても現行より28,300円の減額となります。</p> <p>2 ページ目の②は、年金収入のみの夫婦世帯のケースです。5割軽減の該当世帯となるため、均等割、平等割、18歳以上被保険者均等割がそれぞれ5割軽減される場所が①のケースとは異なりますが、医療分、支援分、介護分の合計で5,500円の減、子ども分が2,700円の増、全体で2,800円の減額となります。</p> <p>以上で①令和8年度 国民健康保険税率の説明を終わります。ご審議をお願いします。</p>
立川会長	<p>ただいまの事務局の説明に対しご質問、ご意見のある方はお願いします。</p>
坂井委員	<p>はい（挙手）。</p> <p>資料4-2のモデルケースの場合、子ども子育て支援納付金分が新たに加わりますが、医療分の所得割、平等割が引き下げられるため、総額としては減額されると説明されました。</p> <p>被保険者にとって、負担総額が減ることは喜ばしいと考えますが、一方</p>

	<p>で、子ども子育て支援納付金分の税負担が新たに発生していることが、実感されにくい仕組であると思います。この点について、被保険者に対する周知広報に注力いただきたいと考えます。</p> <p>特に、子ども子育て支援納付金分については、令和 10 年度まで段階的に増額を行うとのことであり、また、医療分、後期支援分、介護分についても、いつ税率改正（引上げ）が行われるかという点は被保険者の関心事でありますので、周知広報をお願いしたいと考えます。</p>
早川係長	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ご指摘の通り、子ども子育て支援納付金分の新設について、十分に被保険者に伝わっていないところもあるかと思っておりますので、「報告事項② 子ども・子育て支援金制度について」の「3. 今後のスケジュール」にてご説明した計画的な周知広報に加えて、更に効果的な周知方法を検討します。</p>
立川会長	<p>ほかにご質問、ご意見のある方はお願いします。</p>
立川会長	<p>ご意見が無いようですので、審議事項の 1 番については原案のとおり承認し、答申することで、ご異議ございませんでしょうか。</p>
立川会長	<p>ご異議が無いようですので、原案のとおり答申することといたします。</p>
立川会長	<p>次に、「② 令和 8 年度 見附市国民健康保険事業運営方針（案）について」事務局の説明を求めます。</p>
佐野主任	<p>それでは、審議事項②、「令和 8 年度 見附市国民健康保険事業運営方針」について説明します。</p> <p>資料 5 の方針案をご覧ください。毎年この 2 月の運営協議会で次年度の運営方針についてご承認をいただいているところです。</p> <p>令和 8 年度においても、これまでと同様にこの運営方針に記載のとおり 1 番の財政安定化対策から 6 番の広報活動の推進についての 6 項目を重点的に進めていくこととしたいと考えます。</p> <p>まず、1 番「財政安定化対策」です。</p> <p>先ほどご説明しましたとおり、令和 8 年度からは新たに子ども・子育て支援納付金分が加わり、令和 10 年度まで段階的な税率の見直しが必要となるため、これまで以上に適正な税率の設定、国県交付金の確保に努め、基金等の活用も検討しながら財政の安定運営に努めます。</p> <p>2 番「保険税の収納対策」ですが、こちらは市民税務課で実施しております。</p> <p>①に記載のとおり、滞納者の財産調査や実態把握を行い、適正な滞納処分に努めることや、④のコンビニ収納や、ペイペイなどスマホを使ったキャッシュレス決済での納付などの取り組みにより、被保険者の利便性を図ります。</p> <p>令和 8 年度収納率数値目標につきまして、令和 6 年度の国保税収納率は現年度分が 97.66%で 20 市中 6 位、滞納繰越分は 42.87%で 20 市中 1 位（現年度分・滞納繰越を合わせると 3 位）という好成績となっております。</p>

これをふまえ、令和8年度は目標値を見直し、令和7年度より収納率を上げることとしました。目標の達成に向け、これらの収納対策を継続していきます。

3番「適用の適正化対策」ですが、日本年金機構提供の年金情報により国保の手続きを行っていない方に対し資格喪失や加入の手続きを促すことに加え、医療保険者等向け中間サーバに登録された資格情報をもとに作成される「被用者保険等と国民健康保険が重複している者のリスト」を活用し、国民健康保険の資格喪失届が未提出であると見込まれる者に対し異動手続きを促し、指定日までに提出又は連絡がない場合には、職権により資格喪失処理を行います。

また所得未申告者に対し申告勧奨し正確な所得の把握に努めます。

4番「医療費適正化の推進」ですが、①から③については専門職員のレセプト点検等による医療費の適正化を図ること、④⑤で医療費通知やジェネリック医薬品の差額通知の送付などによる適正化の取り組みを推進します。

ジェネリック医薬品の使用割合は、R7.3月の診療月分が88.24%、R6.3月の診療月分が84.16%、R5.3月の診療月分が82.27%と、高い数値となりましたので、令和8年度は、90%を目標に取り組みます。

5番「保健事業の推進」についてです。

①つ目として、第3期データヘルス計画に基づき保健担当部署と連携して保健事業等を実施していきます。

②つ目として、より多くの被保険者が特定健診を受診できるように、節目年齢の方の健診料金無料化や、効果的な受診勧奨、ネット予約環境整備等の取組により受診率の向上を図ります。また、重症化リスクの高い対象者に対しては、受診勧奨や重症化予防のための保健指導を実施し、生活習慣の改善等が図れるよう支援を行います。

③つ目として、人間ドックと脳ドックの費用助成事業を行います。経過報告のところでも触れましたが、人間ドックは昨年度から引き続き長岡中央病院、立川病院、日赤病院の3病院を加えて実施しているところです。1月末時点で、259件中86件がこの3病院における受診となっています。脳ドックについては、見附市立病院をはじめ4か所の検診機関と委託契約を結び、1月末時点で31件の受診となっております。来年度も同様に契約を締結する予定です。

④つ目として、保健委員と連携し、各地域コミュニティや老人会、学校など、地域で行う保健活動において、日常的な正しい医療・健康に関する情報の提供を行います。


次に6番「広報活動の推進」についてです。

国保健康だよりによる広報活動は今年度で終了することとなりました。これに代わり、納税通知書の発送時に、小冊子（国保ガイド）や口座振替

	<p>を推進するチラシを同封することで、制度の周知と健康意識の高揚を図ります。また、引き続き広報みつけ、見附市ホームページを活用していきます。</p> <p>最後に、7番の「会議等の予定」ですが、表左側が運営協議会関係になります。令和8年度は、8月と2月に2回の開催を予定しております。</p> <p>以上で②令和8年度見附市国民健康保険事業運営方針（案）の説明を終わります。ご審議をお願いします。</p>
立川会長	ただいまの事務局の説明に対しご質問、ご意見のある方はお願いします
立川会長	ご意見が無いようですので、審議事項の2番については原案のとおり承認し、答申することで、ご異議ございませんでしょうか。
立川会長	ご異議が無いようですので、こちらも原案のとおり答申することといたします。
立川会長	次に、「③ 令和8年度見附市国民健康保険事業特別会計予算（案）について」事務局の説明を求めます。
佐野主任	<p>それでは、審議事項③、「令和8年度見附市国民健康保険事業特別会計予算案」について説明いたします。資料6をご覧ください。</p> <p>この予算案は、3月市議会に提出いたしますが、それに先立ち、この運営協議会でご説明させていただくものです。なお、歳入歳出それぞれの項目についての説明は資料6-2に記載しておりますので、そちらもあわせてご覧ください。</p> <p>はじめに、歳入について説明します。表の太枠が令和8年度の予算額となっております。</p> <p>表の左側欄外、番号1番の国民健康保険税についてですが、子ども・子育て支援納付金が新たに加わったことなどにより、前年度に比べ約1,430万円増の約5億円となっております。</p> <p>13番県補助金のうち、14番普通交付金は見附市が支払った保険給付費を県が全額交付するというものになります。歳出の36番から41番がこれに対応するものとなります。</p> <p>15番保険者努力支援交付金は、医療費適正化に向けた取組等に対し、その達成状況に応じて交付金を交付するインセンティブの制度です。</p> <p>令和6年度は、20市中1位、令和7年度は暫定で4位と、現在、県内でも上位の得点を獲得できていますが、引き続き得点が獲得できるように取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>20番財産収入は、財政調整基金の利子になります。金利引き上げにより増額となりました。</p> <p>23基盤安定（保険者支援分）は、保険税の軽減対象となった被保険者数に応じ、保険税額の一定割合を補填するため、国・県からの交付金とあわせて一般会計から繰り入れを行うものです。</p> <p>25 出産育児一時金は、後期高齢者医療制度からの財政支援である「出</p>

	<p>産育児交付金」が令和8年度から全面的に導入されることに伴い、一般会計からの繰入金が無くなるため、0円となりました。</p> <p>次に歳出について説明します。右側をご覧ください。</p> <p>33番総務費は職員給与を含む事務費になります。</p> <p>34番から43番は保険給付費です。38番高額療養費ですが、今年度の支出が当初の見込み以上に増加し、12月に予算の増額補正を行っていることもあり、令和7年度当初予算から約4,700万円増とし、前年度比114.9%となっております。</p> <p>44番の国保事業納付金は、先ほど国保税率検討のところで触れましたが、県が提示した納付金の額が減少しており、前年度に比べ約340万円の減となっております。</p> <p>49番基金積立金は、歳入の20番で入った財政調整基金の利子を基金に積み増しするものです。</p> <p>他、記載のとおりです。</p> <p>令和7年度国保特会の予算規模としましては、歳入歳出ともに33億8千万円で、前年度当初予算と比べ4千万円の増となっております。</p> <p>以上で「③令和8年度 見附市国民健康保険事業特別会計予算(案)」の説明を終わります。ご審議をお願いします。</p>
立川会長	ただいまの事務局の説明に対しご質問、ご意見のある方はお願いします
立川会長	ご意見が無いようですので、審議事項の3番については原案のとおり承認し、答申することで、ご異議ございませんでしょうか。
立川会長	ご異議が無いようですので、こちら原案のとおり答申することといたします。
立川会長	それでは「5 その他」として、事務局のほうで何かあればお願いします。
早川係長	<p>全部で2点ございます。</p> <p>まず1点目は、令和7年の源泉徴収票を1月にお送りしております。万が一、お手元に届いていない方がいらっしゃいましたら、後でご連絡をお願い致します。</p> <p>2点目は、今ほどご審議いただきました「①令和8年度 国民健康保険税率」に関しまして、新税率は、これから市議会に議案提出するものでありますので、情報の取扱いには十分ご注意くださいよう、お願いいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
立川会長	<p>ありがとうございました。他に委員の皆様から何かございませんか。</p> <p>他には無いようでございますので、本日の会議をこれで終了します。ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">(終了：午後2時30分)</p>

見附市国民健康保険運営協議会 会長

署名 立川 入子 

見附市国民健康保険運営協議会 会議録署名委員

署名 小川 栄一 